

事務事業名	6994 放置自転車対策事業													
担当組織	市民生活部 防犯くらし交通課								担当	交通担当				
組織コード	H30	13	06	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	H30	01	08	01	02	03	01	記入日	平成30年06月05日
	H29	13	06	00		H29	01	08	01	02	03	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補	
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									○ 対象 ● 対象外	
分野	08	公共交通										
施策	65	駅周辺自転車対策										
事業期間	昭和61年度～平成33年度											
根拠法令 通達等	戸田市自転車放置防止条例、戸田市自転車放置防止条例施行規則							関連計画 施政方針				
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの											
対象	JR及び駅周辺店舗の利用者											
事業目的	駅前に放置自転車があることにより、歩行者や自転車の通行の妨げになることや緊急活動に支障をきたす。また、災害時の避難の妨げや街の景観を損なうので、これらの弊害を除去することによって公共の場所における生活環境を保持する。											
事業内容	放置自転車受託事業者による警告札の貼付、放置禁止啓発活動。放置自転車の整理・撤去により公共の場所を確保する。											
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input checked="" type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()											

2. 実施結果

		平成29年度 執行額(千円)	平成30年度 予算額(千円)	平成31年度 計画額(千円)	平成32年度 計画額(千円)	平成33年度 計画額(千円)	
事業の 予算・実績	事業内容	放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用	放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用	放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用	放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用	放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用	
	事業費	41,878	45,136	45,136	45,136	45,136	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		その他	2,231	1,237	1,237	1,237	1,237
		一般財源	39,647	43,899	43,899	43,899	43,899
	人件費	1,862.19	1,862.19	1,862.19	1,862.19	1,862.19	
	投入 人員	常勤職員	0.27人	0.27人	0.27人	0.27人	0.27人
		非常勤職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
事業費+人件費		43,740	46,998	46,998	46,998	46,998	
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式	H28目標 H28実績	H29目標 H29実績	H30目標 H30実績
	活動①	放置自転車への警告数	台	警告札貼付年間延台数	10,000 7,008	10,000 4,760	7,000 -
	活動②						-
	成果①	放置自転車撤去台数	台	年間の撤去台数	1,650 1,533	2,000 1,617	1,680 -
	成果②						-
	目標達成 状況 の分析		B：活動・成果のいずれかを達成した。 <判断理由> 駅周辺概ね300m以内を範囲として警告・撤去活動を実施している。平成29年度より夜間の撤去を開始したことで撤去台数は昨年比で増加したものの、警告台数(放置台数)は大幅に減少した。警告台数の減少は、本事業並びに平成28年度に実施した駅前自転車駐車場整備の相乗効果により、駅周辺の不適切な駐輪台数の規模が減少していることによるものと考えられる。今後は撤去台数の減少を目指し、放置自転車への警告に、より力を入れていく。				

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	27年度	28年度	29年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	<p><判断理由></p> <p>駅前における放置自転車を減少させ、快適な交通環境を整備するためには、自転車駐車場の運営と併せて、放置自転車が頻発する駅前を中心に、放置自転車への警告・撤去を実施することが不可欠である。</p>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	27年度	28年度	29年度	A：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	<p><判断理由></p> <p>事業費及び人件費等については、放置自転車への警告・撤去及び保管業務を実施するうえで必要不可欠な経費であり、適正である。</p>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	27年度	28年度	29年度	A：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	A	A	A	<p><判断理由></p> <p>放置自転車所有者とのトラブル防止のため、警告書貼付後でも速やかに移動しない自転車について撤去することとしている。緊急性や危険性がある場合には即日撤去も実施しているが、自転車を放置した人に対する周知警告としては適正な手法と考える。</p>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	27年度	28年度	29年度	A：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	A	A	A	<p><判断理由></p> <p>撤去自転車等の警告・撤去業務及び保管業務に係る費用に対する、撤去料の負担としては適正であるとする。</p>

4. 平成29年度中に実施した見直し内容

見直し内容	駅前においては、日中と比べて夜間に放置自転車が頻発する傾向にあることから、放置自転車が頻発する駅前を中心に、駅周辺概ね300m範囲内を含めた放置自転車への警告・撤去業務を、夜間にも実施した。
見直しの効果	日中における放置自転車は減少したものの、全体としては撤去台数の増加につながっており、駅前を中心とした公共の場における良好な環境が保たれている。

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 平成31年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了 <input type="radio"/> 平成29年度で終了
	<p><判断理由></p> <p>公共の場における安全で快適な交通環境を維持していくために、駅前を中心とした市域全域での警告・撤去を引き続き実施する。</p> <p>また、夜間の放置自転車への警告・撤去業務についても回数やタイミング等を検討し、効果的に実施することにより、より良好な環境が整うと見込まれる。</p>
今後の取組方針	<p>夜間撤去も含めた放置自転車の警告・撤去の実績を踏まえ、その傾向や効果を分析の上、来年度以降の実施内容についてより効率的で効果的な手法を検討していく。</p> <p>また、今後大型マンションの建設等に伴う人口増加により、市内3駅の自転車利用者についても増加が見込まれ、さらに土地区画整理事業により新しい道路も築造されることから、新たな自転車放置箇所が発生しないよう注視していく。特に駅周辺は放置禁止区域としているため、即時撤去も必要に応じて実施すること、併せて警告の強化により放置自転車の現象を目指し、駅周辺及び市域での良好な交通環境を維持していく。</p>

事務事業名	6995 自転車駐車場管理事業													
担当組織	市民生活部						防犯くらし交通課			担当	交通担当			
組織コード	H30	13	06	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	H30	01	08	01	02	04	01	記入日	平成30年06月05日
	H29	13	06	00		H29	01	08	01	02	04	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ												実施計画候補
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち										● 対象 ○ 対象外
分野	08	公共交通										
施策	65	駅周辺自転車対策										
事業期間	昭和60年度～平成33年度											
根拠法令 通達等	戸田市自転車駐車場条例、戸田市自転車駐車場条例 施行規則						関連計画 施政方針					
事業区分	<input type="radio"/> 法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの											
対象	JR及び駅周辺店舗利用者											
事業目的	駅へ行くための補助交通用具として、自転車を利用する市民の利便向上を図るとともに、駅周辺の良好な環境を保持する。											
事業内容	施設の利便性、セキュリティの向上及び民間事業者の自由な発想による市民サービスの向上を目的として平成28年度より指定管理者制度を導入した。 駅や駅周辺店舗を利用する自転車利用者に対する自転車駐輪場として、満足いただけるよう、安価な利用料金で質の高いサービスを提供する。											
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input checked="" type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()											

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容		平成29年度 執行額(千円)	平成30年度 予算額(千円)	平成31年度 計画額(千円)	平成32年度 計画額(千円)	平成33年度 計画額(千円)	
	自転車駐車場の管理							
	事業費		15,947	16,559	16,559	16,559	16,559	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	0	0	0	0	0	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	15,947	16,559	16,559	16,559	16,559	
		一般財源	0	0	0	0	0	
	人件費		3,448.5	3,448.5	3,448.5	3,448.5	3,448.5	
	投入 人員	常勤職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	
非常勤職員		0人	0人	0人	0人	0人		
事業費+人件費		19,396	20,008	20,008	20,008	20,008		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		H28目標 H28実績	H29目標 H29実績	H30目標 H30実績
	活動	① 自転車収納総台数	台	8箇所の自転車駐車場収納総台数	10,157	10,157	10,157	
					10,157	10,157	-	
	成果	① 駐車場定期利用総登録台数	台	定期利用の月平均登録台数	12,000	8,100	8,100	
					8,079	7,802	-	
	成果	② 駐車場一時利用総台数	台	月平均利用台数	45,800	55,000	60,000	
51,497					59,007	-		
目標達成状況の分析		B：活動・成果のいずれかを達成した。 <判断理由> 定期利用登録台数は目標値を下回ったものの、12ヶ月定期の導入により年間を通して安定的な定期利用者の確保につながった。また、一時利用については、大型自転車スペースと一般自転車スペースを需要に応じて随時調整したことにより、満車による一時利用の機会損失を抑制できたことや定期との使い分けにより一時利用収入が大幅増加、目標値を上回った。一時利用に関しては、大幅な伸びは期待できないものの今後も増加を目指し、委託業者との協議・調整を行っていく。						

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	27年度	28年度	29年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	＜判断理由＞ 駅周辺の放置自転車対策としては、放置自転車の警告・撤去と併せて実施することで、相乗効果により駅周辺の良好な交通環境を保全することが可能であるため不可欠な事業である。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 平成28年度より指定管理者制度を導入し、民間企業のノウハウを活かした運営管理を行っている。市内8箇所の自転車駐車場の施設管理費、人件費、その他自転車駐車場を運営管理する上での経費については適正であると考えられる。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 指定管理者制度の導入により、民間企業のノウハウを活かしたサービス提供が行われており、利用者の要望等に対し迅速な対応が行えるなど、創意工夫を凝らした柔軟なサービス提供を行っている。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	27年度	28年度	29年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 利用料金については、利用者の資格により異なる料金を設定しているが、指定管理者制度導入後においても、同等の設備を有する近隣自治体を比較して安価であり、適正な価格といえる。

4. 平成29年度中に実施した見直し内容

見直し内容	12ヶ月定期を導入した。 大型自転車と一般自転車の駐車スペースを需要に応じて随時調整できるようにした。 大型自転車専用エリアを拡大した。 一部駐車場においてゲートに防犯カメラを設置した。 自転車安全点検キャンペーンを実施した。
見直しの効果	定期更新手続きの負担軽減により、安定的な定期利用者の確保に繋がった。 満車による一時利用機会の損失を抑制でき、一時利用収入の増加に繋がった。 大型自転車の利用者数拡大に繋がった。 ゲート突破等の不整利用の抑制効果が見られた。 利用者の満足度の向上と、新規利用者の獲得に繋がった。

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 平成31年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了 <input type="radio"/> 平成29年度で終了
	＜判断理由＞ 市内各駅の自転車駐車を改修し、指定管理者による運営管理を導入して2年目となったが、インターネットを利用した定期利用登録や一時利用の支払いにICカードを利用可能としたことなどの利便性の向上に加え、利用者のニーズを反映したレイアウト変更や、自転車安全点検の実施等により、民営の自転車駐車場との差別化を図った。駅周辺の良好な交通環境を維持するため、今後も指定管理者と協議しながら、快適な自転車駐車場の整備と管理運営を実施する。
今後の取組方針	新規の定期利用者の獲得に向けて周知広報の強化や新たなサービスを実施するとともに、自転車駐車場の利便性向上と効率的な運営を進めるため、指定管理者と協議しながら既存サービス内容の見直しや運営体制を検討していく。